

## 第20章 中間財務諸表

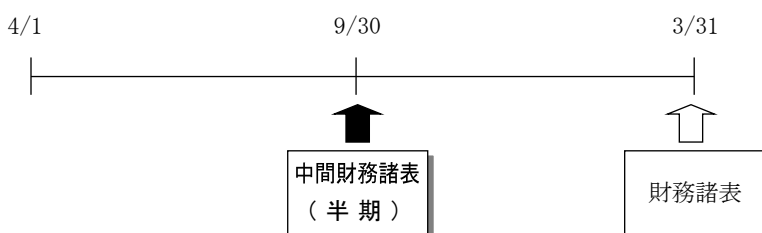
## 目次

- 1 中間財務諸表の意義
- 2 中間財務諸表の性格
- 3 中間特有の会計処理

## 1 中間財務諸表の意義

## (1) 半期報告書制度

金融商品取引法におけるディスクロージャー制度においては、投資者の適切な投資判断に資する情報を適時に開示するため、事業年度を6ヶ月として中間財務諸表を含む半期報告書の提出が義務付けられている。



## (2) 中間個別財務諸表の範囲

## ★ 中間個別財務諸表の範囲

- ・ 中間個別貸借対照表
- ・ 中間個別損益計算書
- ・ 中間個別キャッシュ・フロー計算書

中間開示における適時性の要請などを踏まえ、現行制度上、中間株主資本等変動計算書の開示は求められていない。

## □ 基準

金融商品取引法 第24条の5

## □ 基準

基準 7

## !! 注意

中間個別包括利益計算書は未だ制度化されていないため、ここでは中間個別財務諸表の範囲から除外している。

## □ 基準

基準 6

## !! 注意

中間連結財務諸表を開示する場合には、中間個別財務諸表の開示は要しない。(基準7)



## Pick Up 中間連結財務諸表の範囲

1計算書方式の場合	2計算書方式の場合
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中間連結貸借対照表</li> <li>・ 中間連結損益及び包括利益計算書</li> <li>・ 中間連結キャッシュ・フロー計算書</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中間連結貸借対照表</li> <li>・ 中間連結損益計算書</li> <li>・ 中間包括利益計算書</li> <li>・ 中間連結キャッシュ・フロー計算書</li> </ul>

### (3) 中間財務諸表の開示対象期間

各中間財務諸表における開示対象期間は次のとおりである。

中間貸借対照表	中間損益計算書 中間包括利益計算書	中間キャッシュ・フロー計算書
中間会計期間の末日の 中間貸借対照表及び前 年度の末日の要約貸借 対照表	中間会計期間及び前中 間会計期間の中間損益 及び包括利益計算書(1 計算書方式) 又は 中間損益計算書及び中 間包括利益計算書(2計 算書方式)	中間会計期間及び前中 間会計期間の中間キャッ シュ・フロー計算書

#### □基準

基準 8  
企業内容等の開示に関する内閣  
府令 第四号の三・様式・記載  
上の注意(19)～(23)、(25)～  
(28)

#### !! 注意

「中間損益及び包括利益計算書又  
は中間損益計算書及び中間包括利  
益計算書」という用語は、中間個別  
財務諸表上は「中間個別損益計算  
書」と読み替えるものとする。  
(基準 9)



#### Tea Time 四半期報告書制度廃止の経緯

四半期報告書制度は、企業を取り巻く経営環境の変化が激しくなり、企業業績も短期間で大きく変化するようになる中、投資家に対し企業業績等に係る情報をより適時に開示するとともに、企業内において、より適時な情報把握により的確な経営の検証を行う必要があるとの認識のもと、2006年に金融商品取引法において、法制化された。これにより、上場会社等においては、2008年4月1日以後開始する事業年度から半期報告書制度が廃止されて四半期報告書制度へ統一され、第1四半期、第2四半期、第3四半期という形で四半期財務諸表により開示が行われることとなった。一方で、証券取引所規則に基づく四半期決算短信はすでに導入されており、投資家に広く利用されていた。四半期報告書と四半期決算短信の間では、内容面での重複や開示タイミングの近接が指摘されており、両者の「一本化」を通じたコスト削減や開示の効率化が改めて議論され、国際的な動向や市場への影響等、様々な観点から検討が進められた。

その結果、2023年11月に「金融商品取引法等の一部を改正する法律」が成立し、2024年4月1日以降開始する事業年度より、上場会社等について金融商品取引法の四半期開示義務(第1・第3四半期)を廃止し、取引所規則に基づく四半期決算短信に「一本化」すること及び開示義務が残る第2四半期報告書を半期報告書として提出することとされた。

#### □文献

ディスクロージャーWG報告  
(2022年6月、2022年12月)

#### □基準

基準 BC1

□ 基準

財規 様式第17号～第20号

## (4) 中間財務諸表の雛形

## 【中間貸借対照表】

(単位：円)

	前事業年度 (×2年3月31日)	当中間会計期間 (×2年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	×××	×××
受取手形、売掛金及び契約資産(純額)	×××	×××
有価証券	×××	×××
商品及び製品	×××	×××
仕掛品	×××	×××
原材料及び貯蔵品	×××	×××
その他	×××	×××
流動資産合計	×××	×××
固定資産		
有形固定資産	×××	×××
無形固定資産	×××	×××
投資その他の資産	×××	×××
固定資産合計	×××	×××
繰延資産	×××	×××
資産合計	×××	×××
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	×××	×××
短期借入金	×××	×××
未払法人税等	×××	×××
引当金	×××	×××
資産除去債務	×××	×××
その他	×××	×××
流動負債合計	×××	×××
固定負債		
社債	×××	×××
長期借入金	×××	×××
引当金	×××	×××
資産除去債務	×××	×××
その他	×××	×××
固定負債合計	×××	×××
負債合計	×××	×××

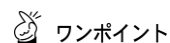
## 純資産の部

株主資本		
資本金	×××	×××
資本剰余金	×××	×××
利益剰余金	×××	×××
自己株式	△×××	△×××
株主資本合計	×××	
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	×××	×××
繰延ヘッジ損益	×××	×××
土地再評価差額金	×××	×××
評価・換算差額等合計	×××	×××
株式引受権	×××	×××
新株予約権	×××	×××
純資産合計	×××	×××
負債純資産合計	×××	×××

## 【中間損益計算書】

(単位：円)

	前中間会計期間 (自×1年4月1日 至×1年9月30日)	当中間会計期間 (自×2年4月1日 至×2年9月30日)
売上高	×××	×××
売上原価	×××	×××
売上総利益 (又は売上総損失)	×××	×××
販売費及び一般管理費	×××	×××
営業利益 (又は営業損失)	×××	×××
営業外収益	×××	×××
営業外費用	×××	×××
経常利益 (又は経常損失)	×××	×××
特別利益	×××	×××
特別損失	×××	×××
税引前中間純利益 (又は税引前中間純損失)	×××	×××
法人税、住民税及び事業税	×××	×××
法人税等調整額	×××	×××
法人税等合計	×××	×××
中間純利益 (又は中間純損失)	×××	×××




営業活動によるキャッシュ・フローを直接法により表示した場合の中間キャッシュ・フロー計算書である。

## 【中間キャッシュ・フロー計算書】

(単位：円)

	前中間会計期間 (自×1年4月1日 至×1年9月30日)	当中間会計期間 (自×2年4月1日 至×2年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
営業収入	×××	×××
原材料又は商品の仕入れによる支出	△×××	△×××
人件費の支出	△×××	△×××
その他の営業支出	△×××	△×××
小計	×××	×××
利息及び配当金の受領額	×××	×××
利息の支払額	△×××	△×××
損害賠償金の支払額	△×××	△×××
法人税等の支払額	△×××	△×××
営業活動によるキャッシュ・フロー	×××	×××
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△×××	△×××
有価証券の売却による収入	×××	×××
有形固定資産の取得による支出	△×××	△×××
有形固定資産の売却による収入	×××	×××
投資有価証券の取得による支出	△×××	△×××
投資有価証券の売却による収入	×××	×××
貸付けによる支出	△×××	△×××
貸付金の回収による収入	×××	×××
投資活動によるキャッシュ・フロー	×××	×××
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	×××	×××
短期借入金の返済による支出	△×××	△×××
長期借入れによる収入	×××	×××
長期借入金の返済による支出	△×××	△×××
社債の発行による収入	×××	×××
社債の償還による支出	△×××	△×××
株式の発行による収入	×××	×××
自己株式の取得による支出	△×××	△×××
配当金の支払額	△×××	△×××
財務活動によるキャッシュ・フロー	×××	×××
現金及び現金同等物に係る換算差額	×××	×××
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	×××	×××
現金及び現金同等物の期首残高	×××	×××
現金及び現金同等物の中間期末残高	×××	×××

 ワンポイント

営業活動によるキャッシュ・フローを間接法により表示した場合の中間キャッシュ・フロー計算書である。

## 【中間キャッシュ・フロー計算書】

(単位：円)

	前中間会計期間 (自×1年4月1日 至×1年9月30日)	当中間会計期間 (自×2年4月1日 至×2年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
<b>税引前中間純利益（又は税引前中間純損失）</b>	×××	×××
減価償却費	×××	×××
減損損失	×××	×××
貸倒引当金の増減額（△は減少）	×××	×××
受取利息及び受取配当金	△×××	△×××
支払利息	×××	×××
為替差損益（△は益）	×××	×××
有形固定資産売却損益（△は益）	×××	×××
損害賠償損失	×××	×××
売上債権の増減額（△は増加）	×××	×××
棚卸資産の増減額（△は増加）	×××	×××
仕入債務の増減額（△は減少）	×××	×××
小計	×××	×××
利息及び配当金の受取額	×××	×××
利息の支払額	△×××	△×××
損害賠償金の支払額	△×××	△×××
法人税等の支払額	△×××	△×××
営業活動によるキャッシュ・フロー	×××	×××
投資活動によるキャッシュ・フロー （直接法と同じ）		
投資活動によるキャッシュ・フロー	×××	×××
財務活動によるキャッシュ・フロー （直接法と同じ）		
財務活動によるキャッシュ・フロー	×××	×××
現金及び現金同等物に係る換算差額	×××	×××
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	×××	×××
現金及び現金同等物の期首残高	×××	×××
<b>現金及び現金同等物の中間期末残高</b>	×××	×××



### (5) 中間決算手続（有価証券の減損処理）

中間財務諸表は、原則として、年度の財務諸表と同じ会計処理の原則及び手続を適用して作成するが、中間財務諸表のみに適用が認められる会計処理もある。

有価証券の減損処理に基づく評価損の戻入れに関しては、年度決算においては認められていないが、中間決算においては、**中間切放し法と中間洗替え法**があり、いずれかの方法を選択適用できる。



文献

逐条解説 P93、P94



ワンポイント

選択した処理方法は毎期継続して適用しなければならず、みだりに変更してはならない。

#### 【設例1】 中間決算手続（有価証券の減損処理）

1. 当社はA社株式（取得原価10,000、前期末時価8,000）をその他有価証券として保有している。
2. A社株式の時価  
 中間決算日における時価：4,500  
 年度決算日における時価：3,800
3. 中間決算日において時価の回復可能性は明らかではなかったものとする。
4. その他有価証券の評価差額は全部純資産直入法により処理する。
5. 税効果会計は適用しない。

	中間切放し法	中間洗替え法
期首 (上期期首)	(借) 投資有価証券 2,000(*1) (貸) その他有価証券評価差額金 2,000	(借) 投資有価証券 2,000(*1) (貸) その他有価証券評価差額金 2,000
中間決算日	(借) 投資有価証券評価損 5,500 (貸) 投資有価証券 5,500(*2)	(借) 投資有価証券評価損 5,500 (貸) 投資有価証券 5,500(*2)
中間 損益計算書	投資有価証券評価損 5,500	投資有価証券評価損 5,500
下期期首	仕 訳 な し	(借) 投資有価証券 5,500(*2) (貸) 投資有価証券評価損 5,500
年度決算日	(借) その他有価証券評価差額金 700 (貸) 投資有価証券 700(*3)	(借) 投資有価証券評価損 6,200 (貸) 投資有価証券 6,200(*4)
損益計算書	投資有価証券評価損 5,500	投資有価証券評価損 6,200

(\*1) 取得原価10,000－前期末時価8,000＝2,000

(\*2) 取得原価10,000－中間決算日における時価4,500＝5,500

(\*3) 減損処理後の簿価4,500(＝中間決算日時価)－年度決算日時価3,800＝700

(\*4) 取得原価10,000－年度決算日時価3,800＝6,200



## 2 中間財務諸表の性格

### (1) 中間財務諸表の性格

実績主義の考え方を採用



中間会計期間を年度と並ぶ一会計期間とみた上で、中間財務諸表を、原則として年度の財務諸表と同じ会計処理の原則及び手続を適用して作成する。

原則	年度の財務諸表の作成にあたって採用する会計処理の原則及び手続に準拠して作成（中間特有の会計処理を除く）
容認	財務諸表利用者の判断を誤らせない限り、簡便的な会計処理により作成することができる



### (2) 簡便的な会計処理

中間財務諸表は、開示の迅速性（適時性）が求められているため簡便的な会計処理によることが許容されている。

（簡便的な会計処理の具体例）

定率法を採用している場合の  
減価償却費の期間按分計算

年度に係る減価償却費の額を期間按分する方法により減価償却費を計上することができる。

#### □ 基準

基準BC5～BC8

四半期基準 9、20、39

#### □ 基準

基準 11

適用指針 12

#### ワンポイント

半期報告書は、中間会計期間終了後、45日以内での開示が求められる。（基準BC3(2)）

## 【設例2】簡便的な会計処理

1. 当社は期首において備品を20,000で取得した。
2. 備品は定率法（耐用年数5年、残存価額10%）により減価償却を行う。
3. 定率法の償却率  
5年：0.369      10年：0.206
4. 端数が生じた場合には、小数点未満を四捨五入すること。

年度の財務諸表の作成にあたって採用する会計処理の原則及び手続に準拠した場合、**中間では耐用年数の2倍（0.206）の償却率を用いなければならない。**ただし、簡便的な会計処理として、**年度に係る減価償却費の額（7,380）を期間按分**する方法により減価償却費を計上することが認められている。

		上期 (中間決算)	下期 (年度決算)
原則的な 会計処理	減価償却費	4,120	3,271
	(中間) 期末簿価	15,880	12,609
簡便的な 会計処理	減価償却費	3,690	3,690
	(中間) 期末簿価	16,310	12,620



## □文献

逐条解説 P69  
みずず P855、P856



## ワンポイント

原則的な会計処理によった場合、同じ年度の中でも帳簿価額が逓減（減価償却費が逓減）する。

## □ 基準

基準 11、16



## □ 基準

基準 17、BC14

### 3 中間特有の会計処理

中間財務諸表の性格として実績主義の考え方を採用していることから、中間財務諸表は、原則として年度の財務諸表と同じ会計処理の原則及び手続を適用して作成しなければならないが、中間決算に特有の会計処理は原則として認められない。ただし、「原価差異の繰延処理」及び「税金費用の計算」については例外的に中間特有の会計処理が認められている。

#### (1) 原価差異の繰延処理

標準原価計算等を採用している場合において、原価差異が操業度等の季節的な変動に起因して発生したものであり、かつ、原価計算期間末までにはほぼ解消が見込まれるときには、継続適用を条件として、



原価差異を流動資産又は流動負債として繰り延べることができる

## 【設例3】中間特有の会計処理①（原価差異の繰延処理）

1. 当社は標準原価計算制度を採用する3月決算の製造会社である。
2. 当年度の上期に2か月程度稼働を停止し、修繕を行うこととなっており、修繕に伴う操業度の変動に起因して原価差異（操業度差異）が発生する。
3. 原価計算期間は年度と一致している。
4. 原価標準の設定の際に使用された予想操業度は次のとおりである。

	上期	下期	合計
予想操業度	400,000 個	600,000 個	1,000,000 個

5. 原価差異（操業度差異）は、原価計算期間末までにほぼ解消が見込まれる。
6. 半期ごとの標準原価及び原価の実際発生額は次のとおりであった。原価差異はすべて操業度差異である。

	上期	下期
標準原価	40,100	59,800
実際発生額	47,030	52,940

7. 中間決算日における実際操業度は概ね予想操業度どおりであり、その後も予想通りの操業度となることが見込まれていた。

標準原価計算等を採用している場合において、原価差異が操業度等の季節的な変動に起因して発生したものであり、かつ、原価計算期間末までにほぼ解消が見込まれるときには、中間決算に特有の会計処理として、原価差異を流動資産又は流動負債として繰り延べることが認められている。

## 〔中間決算における会計処理〕

(借) その他の流動資産 6,930 (貸) 売上原価(原価差異) 6,930(\*1)

- (\*1) 標準原価と実際発生額の相違から、原価差異が借方残高として6,930生じているが、当該原価差異の売上原価・棚卸資産への配賦等を行わず、流動資産として繰り延べる。



□ 基準

四半期適用指針 設例1



## ワンポイント

選択した処理方法は毎期継続して適用しなければならず、みだりに変更してはならない。原価差異の繰延処理についても、継続適用が条件となる。

**ランク**  
**B**
**□ 基準**

基準 18  
 適用指針 17、18  
 中間税効果適用指針 設例1

**□ 文献**

逐条解説 P84、P85  
 制度詳解 P248、P249

**(2) 税金費用の計算**

中間財務諸表における税金費用は、原則として、年度決算と同様の方法（原則法）により計算するが、中間決算に特有の会計処理である簡便法によって計算することが容認されている。

原則法	法人税等について中間会計期間を含む年度の法人税等の計算に適用される税率に基づき原則として年度決算と同様の方法により計算する方法
簡便法	税金費用について中間会計期間を含む年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前中間純利益に当該見積実効税率を乗じて計算する方法

**★ 簡便法による税金費用の計算**
**① 税金費用の算定方法**

$$\text{中間決算の税金費用} = \text{税引前中間純利益} \times \text{見積実効税率}$$

**② 税金費用の表示方法**

簡便法によった場合には、法人税等（納付税額）と法人税等調整額（税効果額）が一括計算され、両者を区分できない



中間損益計算書計上額	「法人税等」として一括表示
中間貸借対照表計上額	「未払法人税等」その他適当な名称により 流動負債（又は投資その他の資産）として一括表示

**③ 期首の繰延税金資産・繰延税金負債**

⇒ 回収可能性等を検討した上で中間貸借対照表に計上する



Pick Up 見積実効税率

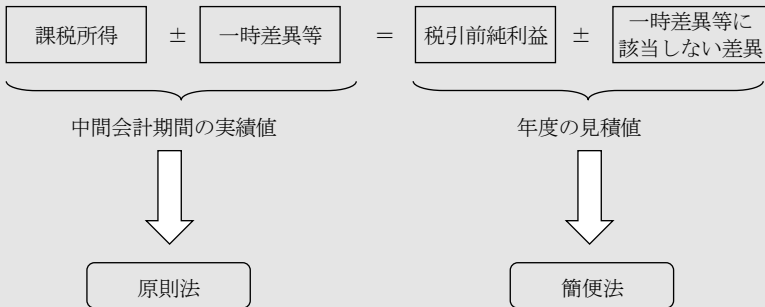
$$\begin{aligned} \text{見積実効税率} &= \frac{\text{予想年間税金費用}}{\text{予想年間税引前当期純利益}} \\ &= \frac{\left( \begin{array}{c} \text{予想年間} \\ \text{税引前当期純利益} \end{array} \pm \begin{array}{c} \text{一時差異等に} \\ \text{該当しない差異} \end{array} \right) \times \text{法定} \\ &\quad \text{実効税率}}{\text{予想年間税引前当期純利益}} \end{aligned}$$

年間予想損益計算書

税引前当期純利益	×××	.....	予想年間税引前当期純利益	↓
法人税等	×××			
法人税等調整額	×××			
法人税等合計	×××	.....	予想年間税金費用	
当期純利益	×××			

見積実効税率  
(≠法定実効税率)

<原則法と簡便法の関係>



□基準

適用指針 18  
中間税効果適用指針 12

□文献

制度詳解 P240

👉 ワンポイント

見積実効税率と法定実効税率は一時差異等に該当しない差異の存在により一致しなくなる。

ランク  
B

□ 基準

中間税効果適用指針 設例1

□ 文献

逐条解説 P93、P94

【設例4】 中間特有の会計処理②（税金費用の計算）

1. 当中間会計期間に関する事項
  - 税引前中間純利益：10,000
  - 将来減算一時差異の発生額：5,000
  - 前期末における将来減算一時差異の解消額：2,000
  - 交際費の損金不算入額：2,500
  - 受取配当金の益金不算入額：1,500
2. 中間会計期間を含む年度に関する事項
  - 予想年間税引前当期純利益：40,000
  - 交際費の損金不算入額：15,000
  - 受取配当金の益金不算入額：9,000
3. 期首において貸借対照表に繰延税金資産1,800が計上されている。
4. 繰延税金資産の回収可能性に問題はない。
5. 法定実効税率は40%とする。

原則法

【税金費用の計算に係る仕訳】

中間財務諸表における税金費用は、法人税等について中間会計期間を含む年度の法人税等の計算に適用される税率に基づき原則として年度決算と同様の方法により計算する。

(借) 法人税等	5,600(*1)	(貸) 未払法人税等	5,600
(借) 繰延税金資産	1,200(*3)	(貸) 法人税等調整額	1,200

(\*1) 課税所得14,000(\*2) × 法定実効税率40% = 5,600

(\*2) 税引前中間純利益 10,000

将来減算一時差異の発生額 (+) 5,000

将来減算一時差異の解消額 (-) 2,000

交際費の損金不算入額 (+) 2,500

受取配当金の益金不算入額 (-) 1,500

課税所得 14,000

(\*3) (将来減算一時差異の発生額5,000 - 将来減算一時差異の解消額2,000)

× 法定実効税率40% = 1,200

【中間財務諸表】

中間貸借対照表

繰延税金資産	3,000	未払法人税等	5,600
--------	-------	--------	-------

中間損益計算書

法人税等	5,600	法人税等調整額	1,200
------	-------	---------	-------



## 簡便法

## 〔税金費用の計算に係る仕訳〕

中間財務諸表における税金費用は、中間決算に特有の会計処理である簡便法により税金費用について中間会計期間を含む年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前中間純利益に当該見積実効税率を乗じて計算することが容認されている。

簡便法によった場合には、法人税等（納付税額）と法人税等調整額（税効果額）が一括計算され、両者を区分できないため、中間損益計算書計上額は「法人税等」として一括表示し、中間貸借対照表計上額は「未払法人税等」その他適当な名称により流動負債（又は投資その他の資産「繰延税金資産」）として一括表示する。

(借) 法人税等	4,600(*1)	(貸) 未払法人税等	4,600
----------	-----------	------------	-------

(\*1) 税引前中間純利益10,000×見積実効税率46%(\*2)=4,600

(\*2) 予想年間税金費用18,400(\*3)÷予想年間税引前当期純利益40,000=46%

(\*3) (予想年間税引前当期純利益40,000+一時差異等に該当しない差異6,000(\*4))×法定実効税率40%=18,400

(\*4) 交際費の損金不算入額15,000-受取配当金の益金不算入額9,000=6,000

## 〔中間財務諸表〕

中間貸借対照表			
繰延税金資産	1,800(*1)	未払法人税等	4,600

中間損益計算書	
法人税等	4,600

(\*1) 当期首繰延税金資産

## 本章における主要参考文献

基準・文献	著者等	出版社	発行年	本章における略称
中間財務諸表に関する 会計基準	企業会計基準委員会		2024	基準
中間財務諸表に関する 会計基準の適用指針	企業会計基準委員会		2024	適用指針
中間財務諸表等における 税効果会計に関する適用指針	企業会計基準委員会		2018	中間税効果 適用指針
四半期財務諸表に関する 会計基準	企業会計基準委員会		2014	四半期基準
四半期財務諸表に関する 会計基準の適用指針	企業会計基準委員会		2019	四半期 適用指針
逐条解説 四半期会計・レビュー基準	山浦 久司他	中央経済社	2008	逐条解説
連結財務諸表制度詳解	森田 哲弥他	中央経済社	2000	制度詳解
連結財務諸表の作成基準 第3版	みすず監査法人	中央経済社	2007	みすず
金融審議会ディスクロージャー ワーキング・グループ報告	金融審議会「ディス クロージャーワーキン グ・グループ」		2022	ディスクロー ジャーWG報告